明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○口蹄疫対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（一五〇）　一
〔告　示〕
○口蹄疫対策特別措置法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件（農林水産九三五、九三八～九四〇）　二
○口蹄疫対策特別措置法第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件（同九三六）　二
○口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件（同九三七）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**口蹄疫対策特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五〇号）（農林水産省）

1　国による負担の額

口蹄疫に対処するために要する費用についての国の負担は、次に掲げる額の合計額について行うこととした。（第三条関係）

㈠　消毒を実施するために要する費用、焼却又は埋却を実施するために要する費用のうち家畜防疫員の旅費の全額

㈡　消毒を実施するために要する費用のうち薬品の購入費の全額

㈢　消毒を実施するために要する費用のうち衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

㈣　焼却又は埋却を実施するために要する費用（㈠を除く。）の二分の一

㈤　患畜等以外の殺された家畜に係る焼却又は埋却を実施するために要する費用（㈠を除く。）及び損失の補てん又は補償を実施するために要する費用（㈥及び㈦を除く。）は、当該都道府県の標準税収入に対する対策費総額の占める割合等に応じた額

㈥　損失の補てん又は補償を実施するために要する費用（㈦を除く。）のうち評価人の手当及び旅費の全額

㈦　農林水産大臣が自ら患畜等以外の家畜を殺した場合における損失の補償を実施するために要する費用の全額

2　補てんの対象となる損失等

法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、患畜等以外でその所有する家畜を自ら殺した所有者に対する損失の補てんを行う都道府県については、当該補てん金等を国の負担額の算定に含めることとした。（附則第二条関係）

3　その他

㈠　この政令の改正に伴う規定の整備を行うこととした。

㈡　この政令は公布の日から施行し、1及び2については、平成二二年六月四日から適用することとした。

政　令

口蹄疫対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百五十号

口蹄疫対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）を実施するため、この政令を制定する。

口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「口蹄疫」を「口蹄疫」に改め、同条第五項中「第三条第五項」を「第四条第五項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（国による負担の額）

第三条　法第十九条の規定による国の負担は、次に掲げる額の合計額について行う。

一　法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用及び法第五条第二項（法第六条第八項において準用する場合を含む。）又は法第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用のうち家畜防疫員の旅費の全額

二　法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用のうち農林水産大臣が定める薬品の購入費の全額

三　法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用のうち農林水産大臣が定める衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

四　法第五条第二項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用（第一号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。）の二分の一

五　法第六条第七項又は同条第八項において準用する法第五条第二項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用（第一号に掲げる費用を除き、農林水産大臣が定める費用に限る。）及び法第六条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「焼却等費用」という。）並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用（次号及び第七号に掲げる費用を除く。以下この号において「補てん等費用」という。）につき、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　焼却等費用の額、補てん等費用の額並びに当該都道府県において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に係る患畜及び疑似患畜について家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づきと殺及び焼却又は埋却を実施するために要する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。以下この号において「患畜等と殺等費用」という。）の額の総額（ロにおいて「対策費総額」という。）が、当該口蹄疫の発生が確認された年の四月一日の属する会計年度（以下この号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額以下の場合　焼却等費用の額に二分の一を乗じて得た額及び補てん等費用の額に五分の四を乗じて得た額の合計額に、焼却等費用及び補てん等費用の合計額に応じ一定の割合で逓増するように農林水産大臣の定める算定方法により算定した額を加えて得た額